

第13編 下水道編

第1章 総則

第1節 適用

本章は、下水道工事に適用するものとし、本共通仕様書又は**設計図書**に定めるものを除き、本章第2節の諸基準によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省都市・地域整備局下水道部 下水道土木工事共通仕様書（案）

日本下水道協会 下水道用設計積算要領

日本下水道協会 下水道シールド工法の指針と解説

日本下水道協会 シールド工事前標準セグメント

第2章 管 渠

第1節 適 用

本章は、下水道工事における管渠工に適用する。

第2節 施工計画

13-2-2-1 地域住民等への対応

受注者は、施工に当たり、地域住民等へチラシ等により下水道工事の案内を行うとともに、工事に対する理解と協力を求め、紛争が生じないように努めなければならない。なお、案内する内容及び方法については、事前に監督員と**協議**し、**承諾**を得なければならない。

13-2-2-2 事前調査

1. 受注者は、施工上必要な事項について、施工前にその全容を把握するための調査を行うものとし、調査対象、調査箇所及び調査方法等についての「事前調査計画書」を作成し、また、調査終了後には「事前調査報告書」を作成し、監督員に**提出**しなければならない。なお、主な調査事項は、次のとおりとする。
 - (1) 周辺地域の排水状況
 - (2) 地下埋設物
 - (3) 架空線
 - (4) 周辺構築物
 - (5) 道路使用状況（交通量調査を除く）
 - (6) 井戸及び地下水の状況
 - (7) その他必要な事項（不発弾等）
2. 受注者は、工事関係者等へ事前調査結果を周知し、事故防止に努めなければならない。
3. 受注者は、地下埋設物及び架空線等が支障となる等により、施設の位置変更が必要になる場合は、調査資料を作成し、監督員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、調査を行うに当たり、事前に施設管理者へ**連絡**し、また、施設管理者による**指示**を受けた場合は、その内容を「事前調査報告書」と併せて、監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、事前調査時及び工事施工中において管理者不明の埋設物等を発見した場合は、監督員に**報告**し、措置方法について**協議**しなければならない。また、不明な埋設物等について、措置方法が決まるまでは監督員の**指示**する方法により保全等の措置を講じなければならない。

13-2-2-3 有害ガス防止対策

1. 受注者は、シールド工事、推進工事に当たり、施工前に可燃性ガス等有害ガスの有無を土質調査資料等により**確認**しなければならない。
2. 受注者は、有害ガスが存在する場合は、関係通達等を遵守するとともに、事故防止対策を講じなければならない。

第3節 推進工事における安全対策

1. 受注者は、掘進中の地質の状況が計画と異なる場合は、監督員に**報告**し、工法の変更等について**指示**を受けなければならない。
2. 受注者は、掘進機の選定に当たっては、故障が直ちに重篤な事故につながらないように、以下に配慮したものを選定するよう努めなければならない。
 - (1) 空気系統や電気系統に異常があった場合に警報を出し、排泥バルブが開かないものであること。
 - (2) エアーコンプレッサーについては、エア圧が低下するなど異常を生じた際には警報を出すもの、異常時に急激にエア圧が低下しないよう容量の大きなタンクを備えているもの等安全に配慮したものであること。また、エアーコンプレッサーが故障した場合等の異常時に、排泥バルブが閉鎖することができる容量の予備タンクを備えていること。
 - (3) 緊急閉止ゲートは異常時にすみやかに、かつ、確実に動作するものであること。

3. 受注者は、施工開始前に、推進機のエアの配管、タンク、電磁弁、排泥バルブ、電気系統の点検を行わなければならない。
4. 受注者は、エアーコンプレッサーを回すベルトに異常がないか作業開始前に点検を行わなければならない。特に、静音型のエアーコンプレッサーは、ベルトやモーターの異音がしていても聞こえにくいので、定期的に目視による点検を行わなければならない。
5. 受注者は、排泥バルブが動作しなくなった際の緊急閉止ゲートなどの安全装置を有効に機能させるための点検を行うとともに、点検に係る教育を実施しなければならない。
6. 受注者は、落盤、出水等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、人命確保を最優先として速やかに労働者を安全な場所まで退避させなければならない。
7. 受注者は、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じたときに備えるため、切羽までの距離が100mに達するまでの期間内に1回、その後6月以内の適切な期間ごとに1回、退避及び消火の訓練を実施しなければならない。